

～田川税務署からのお知らせ～

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の
申告期限・納付期限を

令和2年

4月16日(木)まで延長

期限延長後の振替納付日

申告所得税	令和2年 5月15日(金)
個人事業者の消費税	令和2年 5月19日(火)

【申告所得税の延納をご利用の場合】

確定申告により納付すべき金額の2分の1以上を納付期限までに
納付する(振替日に振替納付する)と延納を利用することができます。
延納の納付期限は令和2年6月1日(月)です。

なお、延納期間中は利子税がかかる場合があります。

田川税務署では、確定申告会場を次のとおり開設します。

令和2年3月16日(月)まで
たがわ情報センター(田川市番田町2-1)

令和2年3月17日(火)から令和2年4月16日(木)まで
田川税務署(田川市新町11-55)

【受付時間】午前9時～午後4時
※土・日曜日及び祝日は休みです。

※申告相談の受付は、原則として午後4時までとじていますが、混雑状況により受付を早めに終了する場合がありますのであらかじめご了承ください。